

熊本型特別栽培農産物取扱要領

(平成2年8月23日付け経普第575号農政部長通達)

第1 趣旨

この要領は、本県に対応した特別栽培農産物の生産基準を定め、当該生産基準に則して生産された農産物であることを認証するとともに、適正に表示された「熊本型特別栽培農産物」として消費者に提供するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

1 認証及び熊本型特別栽培農産物

認証とは、別紙1に定める熊本型特別栽培農産物生産基準（以下「生産基準（別紙1）」という。）に則して生産された農産物であることを、第3に定める認証基準に基づいて県が確認する行為をいい、当該認証を受けた農産物を熊本型特別栽培農産物という。

2 栽培・確認責任者

栽培・確認責任者とは、熊本型特別栽培農産物の栽培管理状況等を調査確認し、必要に応じて指導を行うもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 農業協同組合の長、集荷団体の長、法人の長、農業者の組織する団体等の長
- (2) その他、県が適当と認めるもの

3 生産者

生産者とは、熊本型特別栽培農産物の生産及び栽培管理等を行うもの（法人の構成員を含む）であり、栽培・確認責任者が次の各号の要件をすべて満たすと認めるものをいう。

- (1) 生産基準（別紙1）に則した栽培が継続して実施できること。
- (2) 熊本型特別栽培農産物の生産及び出荷に関し、適正な管理ができること。
- (3) 「くまもとグリーン農業」生産宣言・応援宣言制度実施要領の規定によるくまもとグリーン農業生産宣言申出（以下「生産宣言申出」という。）を行っていること。

第3 認証基準及び認証機関

1 認証基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 生産基準（別紙1）に基づき、栽培・確認責任者が品目ごとの栽培基準を定

めていること。

(2) 栽培・確認責任者が栽培ほ場を特定していること。

なお、生産者は必要に応じて、ほ場に立て札等を設置する。

(3) 栽培・確認責任者が第4の1の規定による生産計画を作成していること。

(4) 各生産者における栽培基準の遵守を栽培・確認責任者が確認していること。

2 認証の事務は、所轄の地域振興局長（熊本市にあっては、熊本農政事務所長。以下「地域振興局長等」という。）が行う。

3 地域振興局長等は、認証を行うにあたり必要な場合は、市町村、農業団体等から生産状況等を聴取するほか、生産者及び栽培・確認責任者からの聞き取り調査及び現地調査を行うことができる。

第4 計画承認

1 栽培・確認責任者は、熊本型特別栽培農産物生産計画承認申請書（別記第1号様式の1）に次の各号に定める書類を添付し、原則として市町村長を経由して地域振興局長等に提出するものとする。

(1) 品目ごとの栽培基準（別記第1号様式の2）

(2) 品目ごとの生産計画書（別記第1号様式の3）

(3) 誓約書の写し（過去に熊本型特別栽培農産物の生産を行った実績がない生産者の分のみ）

2 前項の書類提出は栽培開始前（永年性作物にあっては前作の収穫終了時）までに行うものとし、所管市町村長等への受付期間は次の各号のとおりとする（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）。

(1) 6月1日～6月15日

(2) 9月1日～9月15日

(3) 12月1日～12月15日

(4) 3月1日～3月15日

3 申請を受けた地域振興局長等は、審査の結果、提出された栽培基準及び生産計画等が、適正であると認めるときは、計画の承認を行い、原則として市町村長を経由して、熊本型特別栽培農産物生産計画承認通知書（別記第1号様式の4）を栽培・確認責任者に送付する。

4 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年5月11日法律第175号。以下「JAS法」という。）の規定による認定生産行程管理者（以下「JAS生産行程管理者」という。）が申請を行う場合は、次のとおりとする。

(1) JAS生産行程管理者は、熊本型特別栽培農産物生産計画承認申請書（別記

第1号様式の1)に次の各号に定める書類を添付し、原則として市町村長を経由して地域振興局長等に提出するものとする。

ア 品目ごとの栽培基準（別記第1号様式の2）

イ 国から登録を受けた認定機関に提出した生産計画の写し

ウ 生産者名簿

エ 認定書及び定期検査の証拠書類等の写し

(2) 申請を受けた地域振興局長等は、第4の3の規定に準じて、計画の審査及び承認等を行う。

(3) JAS生産行程管理者が計画の承認を受けた場合は、第6の規定による認証申請は不要とする。

ただし、JAS生産行程管理者は、生産基準（別紙1）を満たさないことが明らかになった場合は、直ちに第7の規定による表示を中止し、原則として市町村長を経由して地域振興局長等に報告を行うものとする。

5 地域振興局長等は、第4の3及び4の規定による計画承認を行った場合、栽培基準及び生産計画書等の写しを添付し、速やかに農林水産部長に報告するものとする。

ただし、当該生産計画に生産宣言書の交付を行っていない生産者が含まれる場合は、併せて生産宣言申出書も添付するものとする。

第5 変更

1 栽培・確認責任者及びJAS生産行程管理者は、第4の規定による計画承認を受けた後、栽培・確認責任者名等に変更が生じたときは、原則として市町村長を経由して熊本型特別栽培農産物栽培・確認責任者等変更届（別記第2号様式）を地域振興局長等に提出するものとする。

2 提出を受けた地域振興局長等は、熊本型特別栽培農産物栽培・確認責任者等変更届の写しを添付し、農林水産部長に報告するものとする。

第6 認証

1 栽培・確認責任者は、出荷前にほ場見回り等による栽培確認を行った後、熊本型特別栽培農産物認証申請書（別記第3号様式の1）に次の各号に定める書類を添付し、原則として市町村長を経由して地域振興局長等に提出するものとする。

(1) 品目ごとの生産確認書（別記第1号様式の3）

(2) 品目ごとの確認記録簿及び生産履歴記帳簿の写し

2 申請を受けた地域振興局長等は、審査の結果、提出された生産確認書及び各記

録簿等が、適正であると認めるときは、当該農産物の認証を行い、原則として市町村長を経由して、熊本型特別栽培農産物認証決定通知書（別記第3号様式の2）を栽培・確認責任者に送付する。

- 3 地域振興局長等は、前項の規定による認証を行った場合、生産確認書及び確認記録簿の写しを添付し、速やかに農林水産部長に報告するものとする。

第7 表示

- 1 認証を受けた栽培・確認責任者は、別に定める認証マーク、又はくまもとグリーン農業マーク使用管理規程によるグリーン農業表示マーク（以下「グリーン農業表示マーク」という。）を出荷容器等に貼付又は印刷し、認証品目を販売することができる。

ただし、第4の4の規定に基づき、JAS生産行程管理者が計画の承認を受けた場合は、グリーン農業表示マークのみを使用することができる。

- 2 熊本型特別栽培農産物に係る共通商標及び認証マークの取扱いについては、別に定める。

- 3 出荷における栽培基準等の表示については、次の各号のとおりとする。

- (1) 栽培・確認責任者は、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、消費・安全局長通知）の適用を受ける農産物については、当該定めに基づく事項及び方法により表示を行うものとする。

なお、表示方法の例は、別紙2のとおりとする。

- (2) JAS生産行程管理者は、JAS法等関係規程で定められた方法に従って表示を行うが、化学肥料及び化学合成農薬の削減割合は必ず表示するものとする。
- (3) 流通段階における表示は、栽培・確認責任者による出荷容器等を用いて行うか、又はその表示内容を転記することによって行うが、表示内容に変更を加えてはならないものとする。

第8 実績報告

- 1 栽培・確認責任者及びJAS生産行程管理者は、毎年度、熊本型特別栽培農産物の取扱実績を取りまとめ、翌年の5月1日までに、原則として市町村長を経由して、熊本型特別栽培農産物取扱実績報告書（別記第4号様式）及び確認記録簿の写し（JAS生産行程管理者を除く）を地域振興局長等に提出するものとする。
- 2 報告を受けた地域振興局長等は、熊本型特別栽培農産物取扱実績報告書の写しを添付し、6月1日までに、管内の熊本型特別栽培農産物取扱実績を農林水産部

長に報告するものとする。

第9 責務

1 生産者は、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 生産履歴を記帳し、栽培した翌年から起算して3年間保管すること。
- (2) 生産基準（別紙1）を遵守するとともに、その実績を報告すること。
- (3) 環境と調和のとれた農業生産活動を実践し、その実績を報告すること。

2 栽培・確認責任者は、次の各号に定める責務を負うものとする。

- (1) 栽培基準及び生産計画に基づき適正な栽培管理の指導に努め、その取組内容を記帳し、管理すること。
- (2) 出荷先及び出荷数量等の流通実績について記帳し、管理すること。
- (3) 認証マークの使用状況等を記帳し、適切に管理すること。

なお、グリーン農業表示マークの使用についても、適切な管理を行う。

- (4) 第9の2の規定による記帳等は、栽培した翌年から起算して3年間保管すること。

第10 認証の取消し

1 地域振興局長等は、第3の規定による認証基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認した場合は、直ちに当該認証を取消し、併せて、栽培・確認責任者に対して認証マーク及びグリーン農業表示マークの使用を中止させ、交付した認証マークシールを返納させるものとする。

2 地域振興局長等は、栽培・確認責任者が認証マーク及びグリーン農業表示マークを不正に使用したことを確認した場合は、前項と同様に取扱うが、併せて、翌年から起算して3年間は、当該栽培・確認責任者に係る認証を行わないものとする。

第11 立ち入り調査及び改善指示

1 知事は、必要に応じて栽培基準及び生産計画等に則し適正な栽培及び流通管理が行われているかについて、生産者及び栽培・確認責任者等に報告を求め、記録簿等の提示を求めるとともに、現地調査及び当該農産物の抜き取り調査を実施することができる。

2 知事は、前項の調査の結果、必要と認める場合は、改善のための措置を講ずるよう生産者及び栽培・確認責任者等に指示することができる。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、熊本型特別栽培農産物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成2年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月8日から施行する。なお、第2の5については、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月25日に改正し、平成19年4月1日から施行する。ただし、この要領の施行時点で生産・収穫が継続している農産物については、改正前の要領を適用することとする。

附 則

この要領は、平成22年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月21日から施行する。

別紙 1 熊本型特別栽培農産物

基準項目		生産基準の内容	
品目		本生産基準の対象品目は、米、野菜、果樹、茶のうち農薬の使用回数及び化学肥料（窒素成分）の施用量について、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づく熊本県慣行レベル（以下、「県慣行レベル」という。）が設定されている品目とする。ただし、慣行レベルが設定されていない品目にあっては、栽培期間中に化学肥料及び化学合成農薬を使用していない場合に限り対象とする。	
生産の原則		<p>農業の持つ自然循環機能の維持増進を図るために、次の生産の原則に基づくものであること。</p> <p>①化学的に合成された肥料及び農薬の使用の低減を基本とすること。</p> <p>②堆肥等有機物による土づくりによって土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること。</p> <p>③農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産すること。</p>	
生産の基準	施肥量	有作くん	栽培期間中の肥料の総使用量（窒素成分）が県慣行レベル以下、かつ、化学肥料の使用量（窒素成分）が県慣行レベルの5割以下であること。
		有作くん 100	栽培期間中に化学肥料を使用していないこと。
	農薬の使用回数	有作くん	栽培期間中の化学合成農薬の有効成分の延べ使用回数が、県慣行レベルの5割以下であること。
		有作くん 100	栽培期間中に化学合成農薬を使用していないこと。
	カウントしない農薬		①天敵 ②フェロモン剤 ③特定農薬 ④有機農産物の日本農林規格第4条の資材
表示方法		出荷資材等への認証マークシールの貼付等	
遵守すべき事項等		農薬取締法、肥料取締法、家畜排せつ物法、食品衛生法、熊本県食の安全安心推進条例等の環境保全及び食の安全性の確保に関する法令等に定める事項を遵守	

別紙2 表示例

有 作 くん

農林水産省ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
農 薬	: 当地比○割減
化学肥料	: 当地比○割減
栽培責任者	:
住所	:
連絡先	:
確認責任者	:
所在地	:
連絡先	:

セット表示例

化学合成資材の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
	殺菌	回
	殺虫	回
	除草	回
	元肥	窒素 kg/10a
	追肥	窒素 kg/10a

注) 使用資材名は原則として商品名ではなく、
主成分を示す一般的名称とする。